

問い合わせ先  
海上保安庁警備救難部救難課  
海浜事故対策官 青木  
代表：03-3591-6361(内線 5902)  
夜間：03-3591-7942

平成18年1月20日  
海上保安庁

洋 上 救 急  
累 積 発 動 件 数 6 0 0 件

平成18年1月18日午後、宮城県金華山の東南東約660Kmの海上を航行中の岩手県の漁業実習船「りあす丸」(総トン数499トン)から、「実習生(岩手県立宮古水産高校生徒、17歳)が腹痛を訴えており、急性虫垂炎の疑いがある。」旨、第二管区海上保安本部(宮城県塩釜市)に通報があり、同本部ではヘリコプター搭載型巡視船「つがる」に機動救難士2名を乗せて救助に向かわせました。また、洋上救急の要請を受けて仙台医療センター(宮城県仙台市)から派遣された医師及び看護師各1名を同本部仙台航空基地所属のヘリコプターにより「つがる」まで搬送するとともに、航空自衛隊松島救難隊に災害派遣を要請しました。

患者は、19日午後、同救難隊所属ヘリコプターに救助、収容され、航空自衛隊松島基地に到着、救急車により仙台医療センターに搬送されました。

本事案により、「洋上救急」の発動件数が、昭和60年10月の洋上救急制度発足以来約20年間で累積600件に達しました。

600件までの間に、洋上で発生した傷病者627名に対して洋上救急が発動され、海上保安庁では430隻の巡視船艇及び741機の航空機を出動させました。また、全国の洋上救急協力医療機関(現在133機関)からは1,133名の医師・看護師等が往診に派遣されました。(「洋上救急制度」については別添資料参照)



「りあす丸」からの患者の救助、収容作業の状況

## 洋上救急制度の概要について

洋上救急制度とは、洋上の船舶で発生した傷病者に対し、医師・看護師等が往診し、応急医療を行うためのシステムです。

我が国周辺海域を航行する船舶内で、病気、負傷により緊急に医師の治療を必要とする傷病者が発生した場合に、傷病者発生船舶又は船主・代理店からの要請に基づき、「洋上救急事業」の運営主体である「社団法人日本水難救済会洋上救急センター」が洋上救急協力医療機関に医師・看護師等の派遣を要請、派遣医師等が海上保安庁の巡視船艇・航空機等に同乗して現場に急行し、傷病者に対して応急医療を施すためのシステムです。

洋上救急制度が確立される以前は、必要により船主等が独自に医療機関に対して洋上への医師等の救急往診を要請していました。

しかし、洋上への救急往診は、医師等の派遣が長時間若しくは数日に及ぶことによる派遣元医療機関の代診医師等の補充問題や、派遣医師等に万一事故が発生した場合の補償制度問題などとともに、不慣れな特殊環境の洋上への派遣に対する危惧があることなどにより、往診する医師等の確保が困難となっていたため、洋上救急体制の整備は、海を職場とする方々及び海事関係諸団体等の長年の念願となっていました。

このような状況を背景に、昭和 59 年 12 月、海上安全船員教育審議会から運輸大臣に対して、人命救助と船員福祉の向上という人道的観点に立脚し、医師等の洋上への派遣阻害要因の解消を図り、洋上における救急業務の円滑な実施を目的とする全国的な洋上救急体制を早急に整備するよう建議が行われました。

これを受け、海上保安庁、関係行政機関、関係民間団体等の連携・協力の下、社団法人日本水難救済会が事業運営主体となって洋上救急体制が整備されることとなり、同会に「洋上救急センター」が設置されるとともに、全国 10 か所に「洋上救急センター地方支部」が設置され、昭和 60 年 10 月から同事業の運営が開始されました。

このほか、洋上救急事業を支援するため、海事関係者、医療関係者等で構成する「洋上救急支援協議会」が全国 13 か所に設置され、現在の洋上救急制度が確立されました。

## 最近の主な洋上救急発動事例

### ○事例1：別図1参照

平成17年11月23日、高知県足摺岬の南方約80海里(約150km)付近海上において、コンテナ運搬船の乗組員が作業中に高所から甲板上に落下、頭部を強打して意識不明となったことから洋上救急の要請がなされた。

海上保安庁では、機動救難士2名及び医師1名を乗せた関西空港海上保安航空基地所属のヘリコプターを現場に向かわせた。

現場において、ヘリコプターから機動救難士がコンテナ運搬船に降下して患者を吊上げ救助し機内に収容、医師による応急処置を施しつつ医療機関のヘリポートまで搬送した。

### ○事例2 (海上自衛隊と連携して対応した事例)：別図2参照

平成17年4月21日、硫黄島の南方約350海里(約650km)付近海上において、まぐろ延縄漁船の乗組員が一過性虚血発作により興奮状態となったことから洋上救急の要請がなされた。

海上保安庁では、海上自衛隊に災害派遣要請を行うとともに、特殊救難隊員3名及び医師2名を乗せた羽田航空基地所属の大型ジェット飛行機を硫黄島に向かわせた。

硫黄島の南方約100海里(約185km)付近海上において、海上自衛隊第4航空群硫黄島航空基地隊所属のヘリコプターが患者を収容し硫黄島まで搬送、硫黄島において患者を当庁の大型ジェット飛行機に移し、機内において医師による応急処置(特殊救難隊員が補助)を施しつつ羽田空港まで搬送し、救急車に引き継いだ。

### ○事例3 (遠距離を飛び石リレー輸送により対応した事例)：別図3参照

平成16年6月19日、北海道釧路市の東南東約1,500海里(約2,800km)付近の海上において、まぐろ延縄漁船の乗組員が脳梗塞により身体麻痺状態となったことから洋上救急の要請がなされた。

海上保安庁では、機動救難士2名及び医師・看護師各1名を乗せたヘリコプター搭載型巡視船「つがる」のほか、同型巡視船「ざおう」及び巡視船「えりも」を現場に向かわせた。

現場において、「つがる」搭載ヘリコプターから機動救難士がまぐろ延縄漁船に降下して患者を吊上げ救助し機内に収容、同機は現場と「つがる」の間に位置する「えりも」の甲板に一旦着船して燃料補給した後に、医師等が乗船中の「つがる」まで患者を搬送した。

「つがる」船内の医務室において医師等による応急処置を実施した後、「つがる」搭載ヘリコプターにより、「つがる」と搬送先の函館の間に位置する「ざおう」まで患者を医師等とともに搬送、「ざおう」から同船搭載ヘリコプターにより函館空港まで搬送し、救急車に引き継いだ。

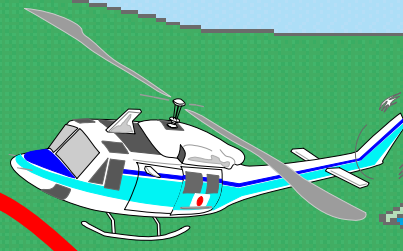
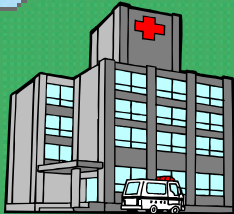
# 事例 1

別図1

平成17年11月23日発生（本文事例1参照）



医療機関

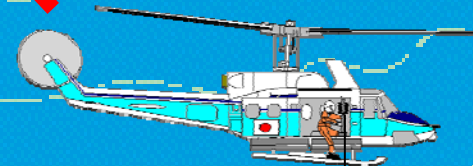


医師による応急処置を施しつつ、患者を医療機関のヘリポートまで搬送

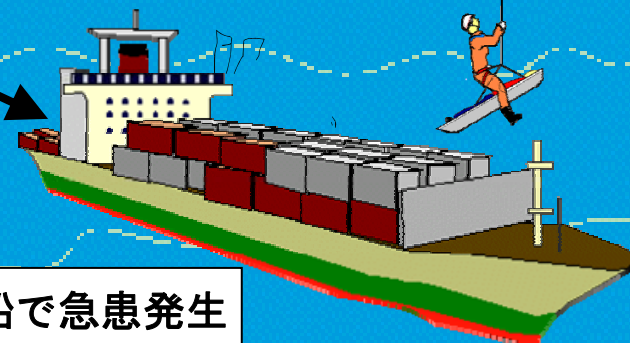


足摺岬の南方約150km

患者吊り上げ救助、機内收容

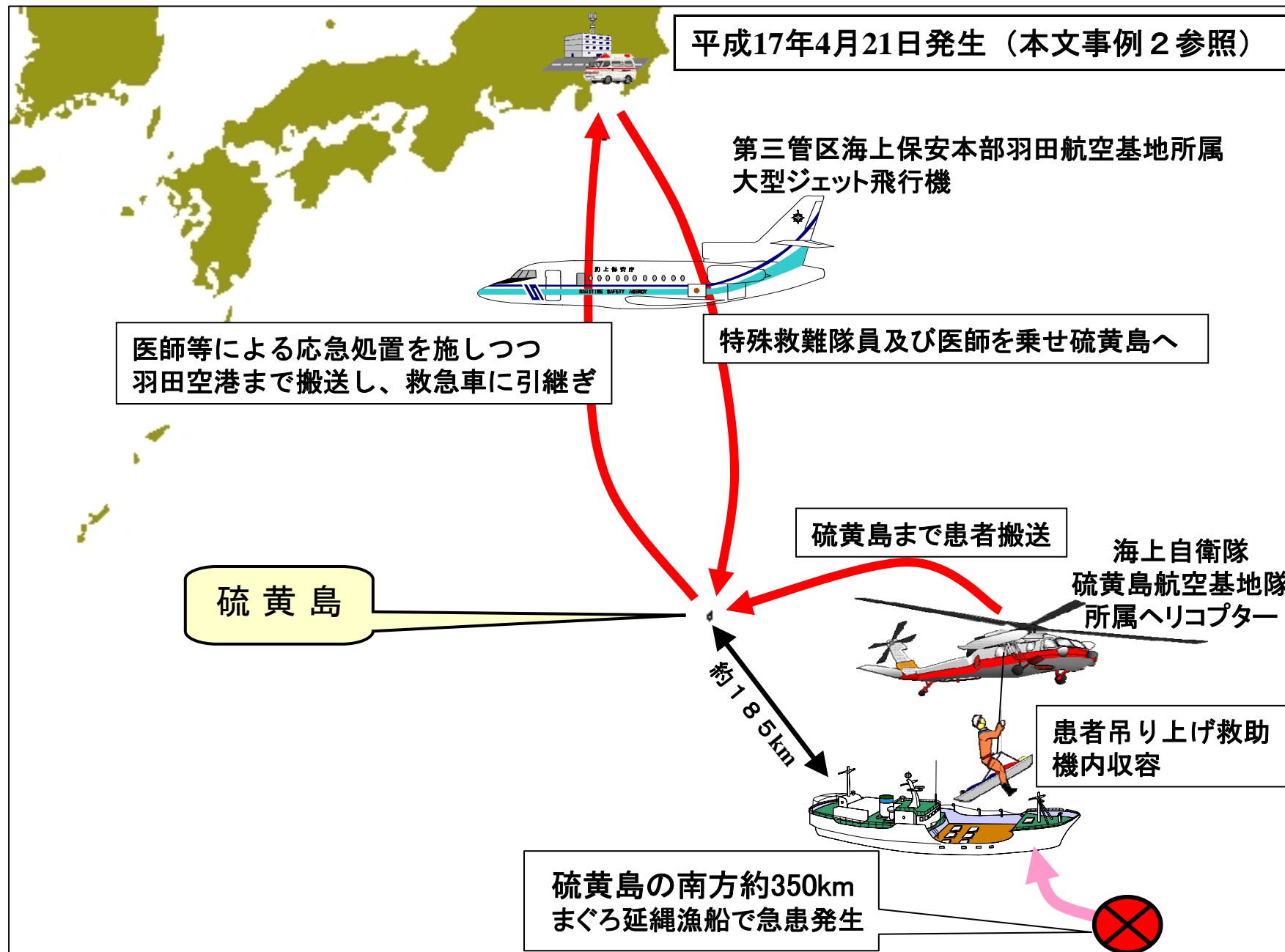


コンテナ運搬船で急患発生



# 事例2(海上自衛隊と連携して対応した事例)

別図2



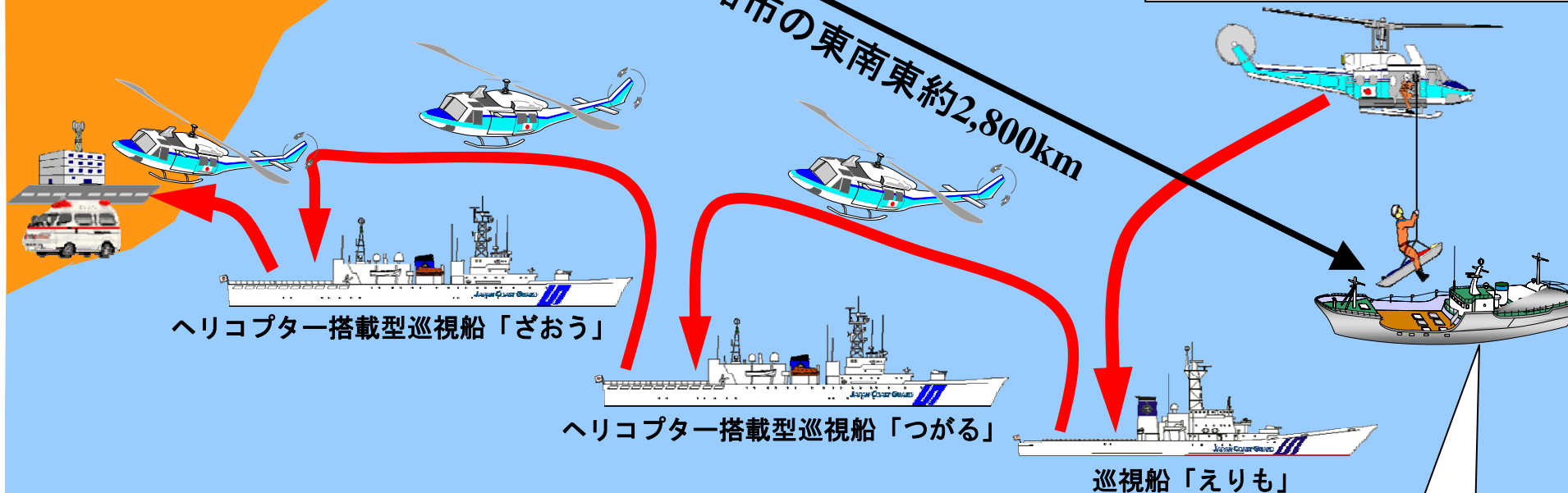
# 事例3 (遠距離を飛び石リレー輸送により対応した事例)

別図3

平成16年6月19日発生 (本文事例3参照)

釧路市の東南東約2,800km

患者吊り上げ救助、機内收容



ヘリコプター搭載型巡視船「ざおう」

ヘリコプター搭載型巡視船「つがる」

巡視船「えりも」

医師による応急処置を施しつつ、飛び石リレー輸送により患者を函館空港まで搬送し、救急車に引継ぎ

まぐろ延縄漁船で急患発生